

令和4年度 特定（機械・船舶・電気）最低賃金
合同第1回専門部会議事録

令和4年9月21日(水)

香川労働局 701 会議室

出席者	機械	公益側	籠池、春日川、柴田
		労働者側	末沢、中村、立石則
		使用者側	川西、近澤、村上

	船舶	公益側	籠池、柴田
		労働者側	立石猛、中塚、中原
		使用者側	家田、山脇、渡部

	電気	公益側	春日川、高塚
		労働者側	門、土田、真鍋
		使用者側	笠居、木下、窪田

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会
運営規程」等について
 - (3) その他

○賃金室長

ただ今から、令和4年度香川県特定最低賃金の「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の3業種の合同によります専門部会を開催させていただきます。

今回の専門部会は、コロナウイルス新規感染者数の増加により、参集とオンラインでの開催とさせていただいております。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、香川労働局労働基準部賃金室長の塩田と申します。

今年度、初めての専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

それでは、座って進めさせていただきます。

初めに、江口労働基準部長よりご挨拶を申し上げるところでございますが、所用でどうしても出席ができないため、私のほうで挨拶文を代読させていただきます。

○江口基準部長（賃金室長代読）

香川労働局労働基準部長の江口でございます。

本日は、お忙しい中、令和4年度の特定最低賃金合同第1回専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は、本専門部会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今年度、一足先に審議に入りました香川県最低賃金につきましては、7月1日に香川労働局長より香川地方最低賃金審議会に諮問を行い、8月5日に答申をいただきました。

消費者物価の上昇、原材料費の高騰による厳しい経済、雇用、生活状況の下、現行1時間848円から、中央最低賃金審議会において示された目安どおり30円アップの1時間878円で答申をいただき、そのとおり決定して、10月1日に発効することとなっています。

そして、本日から特定最低賃金の審議をお願いする次第です。

今年度の審議におきましては、現在、香川県で設定されております機械、船舶、電気の3つの特定最低賃金につきまして、それぞれの産業の実情に応じたご審議をいただき、10月14日までに、是非

とも全会一致による県民の皆様にご納得いただける答申を取りまとめさせていただきますようお願い申し上げます。

私ども事務局といたしましても、各専門部会の円滑な運営のため、誠心誠意努力をさせていただくことを申し上げまして、簡単ではございますが、合同専門部会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○賃金室長

最初にお断りいたしますが、特定最低賃金の正式名称は長いため、説明の中では、従前どおり「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」は「機械」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」は「船舶」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は「電気」の略称を使用いたしますことについてご了承願います。

次に、各部会の成立状況についてご報告させていただきます。

専門部会の成立要件につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項によりまして、委員定数9名の3分の2以上、すなわち6名以上の出席があれば、専門部会は成立することとなっております。

本日は、3業種の合同部会ですが、それぞれの部会毎に成立を確認する必要がありますので、各部会の出席状況をご報告いたします。

・機械

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名の出席

・船舶

公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名の出席

・電気

公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計

8名の出席

3つの部会すべて有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日の専門部会の開催に至るまでの経緯につきまして、簡単にご説明いたします。

現在、香川県におきましては、4つの特定（産業別）最低賃金が設定されております。

この特定最低賃金は、先に審議が行われました地域別最低賃金とは異なり、特定の産業について決定されている最低賃金でございます。

その改正につきましては、まず関係労使から「改正の申出」があった最低賃金に関してのみ、労働局長から最低賃金審議会に対して「改正の必要性の有無」について諮問を行い、審議会において「改正の必要性」があるか否かについてご審議いただきます。

その結果、「改正の必要性あり」との答申が出されたものについて、労働局長から最低賃金審議会に対して「金額改正の諮問」を行いました。

最低賃金審議会ではそれぞれの業種ごとに専門部会を設置して金額審議を行っていただき、答申をいただくという流れになっております。

本年7月に4つの特定最低賃金に係る金額改正の申出が関係労働組合から行われました。

申出につきましては、適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意が要件となっておりますが、申出のあった冷凍調理食品製造業については、この要件を満たしておりませんでしたので、改正の必要性の有無についての諮問ができませんでした。

そのほかの「機械」、「船舶」、「電気」については、適正でありましたのでこれを受理し、この申出に基づき、7月29日開催の第3回本審において、香川労働局長から「改正の必要性の有無についての諮問」を行いました。

そして、7月29日に開催いたしました運営小委員会においてご審議いただいた結果、3つの特定最低賃金ともに改正の必要性ありとの結論に至り、その結果が8月3日開催の第4回本審に報告され本審で承認され、同日、会長から労働局長あてに「改正の必要性あり」との答申をいただきました。

そこで、9頁の資料5「最低賃金の改正決定について（諮問）」のとおり、同日、労働局長から香川地方最低賃金審議会に対し、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行うとともに、専門部会を設置してご審議いただくため、各専門部会の委員推薦のための公示と関係労使からの意見聴取のための公示を行いました。

各団体からの推薦に基づき、8月22日付けで各専門部会委員の任命をさせていただきました。

また、意見聴取のための公示に基づき提出された意見書が15頁からの資料7です。資料7-1は労働者側から、資料7-2は使用者側からのものとなっております。

以上が本日までの経緯でございます。

お手元の資料につきましては、専門部会ごとに作成しておりますが、必要に応じて間に白紙頁を入れ、3業種分の頁が共通となるようにしておりますのでご了承願います。

なお、異なる資料は資料No.1、資料No.2、資料No.6、資料No.7-1、7-2となっております。

続きまして、事務局より各委員をご紹介させていただきます。

会議資料の1に各部会の委員名簿をつけさせていただいておりますので、順番にお名前のみ五十音順でご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員でございます。

東委員でございます。

本日は、欠席ですが、「船舶」と「電気」の専門部会を担当していただきます。

籠池委員でございます。

「機械」と「船舶」の専門部会を担当していただきます。
春日川委員でございます。

「機械」と「電気」の専門部会を担当していただきます。
柴田委員でございます。

「機械」と「船舶」の専門部会を担当して いただきます。
高塚委員でございます。

「電気」の専門部会を担当していただきます。

次に、専門部会別の労・使各委員でございます。

まず、「機械」専門部会です。

労働者代表委員として、末沢委員、立石委員、中村委員でございます。

続いて、使用者代表委員として、川西委員、近澤委員、村上委員でございます。

次に、「船舶」専門部会です。

労働者代表委員として、立石委員、中塚委員、中原委員でございます。

続いて、使用者代表委員として、家田委員、山脇委員、渡部委員でございます。

次に、「電気」専門部会です。

労働者代表委員として門（かど）委員、土田委員、真鍋委員でございます。

続いて、使用者代表委員として、笠居委員、木下委員、窪田委員でございます。

以上、23名の体制となっております。

よろしく願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

本日は欠席ですが労働基準部長の江口、賃金係長の山本、労災保険給付調査官の橘川、賃金調査員の白方です。

そして、私、賃金室長の塩田でございます。

事務局といたしましては、専門部会の審議が円滑に進みますよう努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（１）の「部会長及び部会長代理の選出」に入らせていただきます。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第 24 条及び第 25 条の規定によりまして、公益代表委員より選出していただくこととなっております。

これまでは、公益代表委員の中で予め候補についてご協議いただき、委員の皆様のご承認を得て、決定してまいりましたが、今回もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

ありがとうございます。ご異議がないようですので、公益代表委員でご検討いただきました部会長及び部会長代理をご報告いたします。

「機械」専門部会につきましては、部会長に籠池委員、部会長代理に柴田委員。

「船舶」専門部会につきましては、部会長に柴田委員、部会長代理に東委員。

「電気」専門部会につきましては、部会長に東委員、部会長代理に高塚委員。

ということでございました。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、今後の個々の部会の議題につきましては各部会長にお願いし、部会長が欠席の場合は部会長代理にお願いすることといたします。

本日は合同部会ですので、部会長を代表して、本審の会長でもあ

ります柴田部会長に議事の進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田部会長、よろしくお願いいたします。

○柴田部会長

ただ今、「船舶」専門部会の部会長を仰せつかりました柴田でございます。

本日は、「機械」「船舶」「電気」の合同部会ということで、各部長を代表して議事の進行役を務めさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

特定最低賃金の令和4年度の調査審議にあたりまして、最初に労使の委員の皆様をお願いしたいのは、特定最低賃金は労使のイニシアティブによって決定されるものでありますので、それぞれのお立場、ご主張は異なると思いますが、慎重かつスムーズに、全会一致をもって適切な金額を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、機械を担当されます籠池部会長、電気を担当されます東部会長は本日欠席ですので、高塚部会長代理からも一言ご挨拶をお願いいたします。

○籠池部会長

機械を担当します籠池でございます。

円滑な議事進行に努めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○高塚部会長代理

部会長代理を仰せつかりました高塚です。

労使の合意が図られますよう部会長をお支えしながら尽力してまいります。

よろしく願いいたします。

○柴田部会長

ありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題（２）「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、配付資料をご覧ください。

３頁の資料２、各部会の専門部会運営規程をご覧ください。

標題の部会名が違っているだけで、内容については同じとなっております。

この規程の全体的な内容は従来と同様でございますので、要点を説明させていただきます。

４項の第７条では、会議は、原則として公開とするとしておりますが、一定の要件に該当する場合には、部会長は、会議を非公開とすることができるかとされています。

「一定の要件」とは、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合とされています。

また、第８条第２項では、議事録及び会議の資料は原則として公開とすることにしておりますが、こちらも一定の要件に該当する場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開にできるとされています。

「一定の要件」とは、会議を非公開とする場合と同じです。

続く第3項では、議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成し公開するものとすると言われています。

この規定を踏まえ、令和3年度までは、特定最低賃金の専門部会については、全ての会議を非公開とし、議事要旨を公開しておりました。

令和4年度の県最賃の審議は、全ての本審と専門部会の第1回目については公開し、専門部会の2回目以降は、非公開としております。

これを踏まえ、令和4年7月1日開催の第1回の香川地方最低賃金審議会において、香川県特定最低賃金の専門部会の第1回目は非公開とせざるを得ない部分が少ないことから会議を公開とし、議事録を公開することが承認されております。

以上です。

○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

ここで、審議会の公開に関して、私からの意見ですが、特定最低賃金の専門部会の2回目以降については、これは先ほどの規程を前提に考えた場合、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある」などの要件に合致することから会議を非公開にせざるを得ないと思いますので、会議等の公開に関しては、特定最低賃金の2回目以降は会議を非公開とし、議事要旨を公開することにしたいと思いますが、機械の籠池部会長、電気の高塚部会長代理よろしいでしょうか。

○籠池部会長、高塚部会長代理

意義ありません。

○柴田部会長

それでは、次に7月1日に開催されました本審において、承認されております資料3の「審議の進め方等について」、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、5頁の資料3をご覧ください。

最低賃金の審議の進め方等についてですが、7月1日に開催されました、本年度第1回目の本審においてご承認をいただいたものがございます。

特定最低賃金に関する主な内容をご説明いたしますと、まず、1の(2)各専門部会は、同時期に調査審議することがある。

(3)業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。

(4)専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。

(5)最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議とするが、この場合、全会一致で決議することを原則とする。

(6)効力発生日を指定して審議を行うことができる。

(9)審議日程について、初回時に次回、次々回まで調整するとされています。

次に、6頁の3の(1)～(3)につきましては、特定最低賃金の改正審議の流れについて記載しておりますが、これについては冒頭でご説明したとおりです。

なお、(3)後段の効力発生日について、12月15日を努力目標と

しておりますのは、香川県での特定最低賃金の発効日は、従来 12 月 15 日としてきたことによるものでございます。

(4) につきましては、来年度の特定最低賃金に係る申出について、来年 3 月に開催予定の本審におきまして、その意向の有無を確認するというものでございます。

7 頁の資料 4 は、ただ今ご説明しました発効日について、答申日ごとの最短での発効日をお示しした一覧表でございます。

この一覧表黄色で指示した行を見ていただきたいのですが、左端が答申日で右の端が発効日となっております。

12 月 15 日を発効日とするためには、遅くとも 10 月 14 日までに答申をいただく必要があるということで、すでに配付しております日程表はこれに沿って日程を組んでおります。

以上でございます。

○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

よろしいですか。

それでは、各専門部会において、この「審議の進め方等について」のとおり、専門部会の審議回数は概ね 3 回とし、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用して、専門部会の決議をもって本審の決議としますが、この場合には、全会一致が原則であることにご留意いただきながら、各専門部会の 3 回目までに答申が得られますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題(3)の「その他」について、事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

各資料について簡単に説明いたします。

資料 5、6、7 につきましては、これまでの説明で触れておりますので省略させていただきます。

23 頁の資料 8 は、今年 10 月 1 日から発効する香川県最低賃金と現在の特定最低賃金 4 つの金額の一覧表です。

25 頁の資料 9 は本年度の香川県最低賃金の概要でございます。

10 月 1 日から 878 円、引上げ額 30 円、引上げ率 3.54% となっております。

27 頁の資料 10 は香川県の平成 18 年度以降の最低賃金の推移です。

機械、船舶、電気は香川県最低賃金とほぼ同じように右肩あがりでございます。

29 頁の資料 11 は、「特定最低賃金対象業種の状況」ですが、平成 26 年度からの適用事業場数、基幹的労働者数、影響率、未満率、引上げ額等の推移などです。

未満率、影響率について簡単に説明させていただきますと、中ほど「4 影響率（）内は未満率」とあります。

県最賃の影響率と未満率を例にとりますと、右端の令和 4 年度の上段に「13.2%」、下段に（1.0%）とあります。

これは、今年 6 月の統計調査に基づき、賃金が 848 円から 878 円となったときに 878 円を下回る労働者の割合が 13.2% いることを示しています。

これが影響率です。

下段の 1.0% は、6 月の時点で 848 円を下回っている労働者の割合を示しており、これが未満率です。

31 頁の資料 12 は、令和 3 年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、令和 2 年調査より集計方法が見直されたことにより、令和 2 年調査結果と令和元年以前まで

の調査結果とは接続性を欠くものとなっております。

32 頁の項目 1 は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女計でございます。

きまって支給する現金給与額、所定内給与額、年間賞与その他特別給与額のいずれにおきましても、香川は四国内では一番高くなっております。

33 頁の項目 2 は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女別でございます。

34 頁の項目 3 は一般労働者の所定内給与額の推移、36 頁の項目 4 は短時間労働者の時間給の推移です。

38 頁の項目 5 は短時間労働者の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額で、男女別、産業別の 1 時間当たり時間給額等のデータでございます。

39 頁の項目 6 は、職種別所定内給与額で、香川と全国の比較です。

40 頁の項目 7 は、男女別年齢階級別の所定内給与額の格差で、香川と全国との格差のグラフでございます。

41 頁の項目 8 は、香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差で、所定内給与額の推移と、東京を 100 とした格差の推移でございます。

43 頁の資料 13 は、本年 6 月に実施した賃金改定状況調査結果で、6 月 1 日現在の全国集計でございます。

審議をする中で用いられますのが、48 頁の第 4 表です、全国を A B C D の 4 つのランクに分け、賃金上昇率を昨年と対比させたものです。

香川は C ランクで、賃金上昇率は、今年 1.6%、昨年は 0.5% となっております。

53 頁の資料 14 は、香川県政策部統計調査課による令和 4 年 6 月分香川の賃金、労働時間及び雇用の動きでございます。

産業別の常用労働者一人当たりの現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与等のデータを表しております。

事業所規模 5 人以上及び 30 人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。

55 頁は 6 月現在の産業別常用労働者の 1 人平均月間現金給与額となっております。

58 頁は名目賃金指数で、令和 2 年の現金給与総額の平均を 100 として令和元年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。

71 頁の資料 15 は、香川労働局職業安定課発表の令和 4 年 7 月分の香川県の雇用情勢でございます。

有効求人倍率は 1.49 倍で全国第 11 位、前月より 0.02 ポイント低下しており、132 か月連続で 1 倍台でございます。

正社員の有効求人倍率は 1.20 倍で、前年同月より 0.10 ポイント上昇しております。

雇用情勢判断は、「新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、持ち直している」とされております。

81 頁の資料 16 は、香川労働局職業安定課発表の令和 4 年卒新規学卒者初任給情報でございます。

最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は、高卒、短大卒で微増となっており、大学卒は、令和 4 年は微減しております。

85 頁の資料 17 は、四国財務局発表の令和 4 年 7 月香川県内経済情勢報告でございます。

86 頁の令和 4 年 7 月判断の総括判断では、「持ち直しつつある」とされております。

95 頁の資料 18 は、2022 年 8 月 10 日付け日本銀行高松支店発表の香川県金融経済概況でございます。

概況として、「香川県内の景気は、一部に供給制約による下押し

の影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある。」とされており。

97 頁の資料 19 は、日本銀行高松支店、徳島事務所発表の企業短期経済観測調査結果の概要（2022 年 6 月）—四国地区、香川県、徳島県—でございます。

98 頁の業況判断は、香川の 2022 年 6 月においては、全産業では、マイナス 9%ポイント、同様に全国は、プラス 2%ポイントとなっております。

107 頁の資料 20 は、四国経済産業局発表の令和 4 年 6 月分四国地域の経済動向でございます。

「四国地域の経済は、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。」とされており。

119 頁の資料 21 は、香川県政策部統計調査課発表の高松市の令和 4 年 7 月分消費者物価指数でございます。

令和 2 年を 100 とした総合指数は 101.6、前年同月比は 1.9%の上昇となっております。

123 頁の資料 22 は、内閣府による令和 4 年 8 月の月例経済報告でございます。

「景気は、緩やかに持ち直している。」とされており。

133 頁の資料 23 は、令和 4 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況でございます。

平均妥結額は 6,898 円、前年比 1044 円の増、賃上げ率 2.20%で、昨年に比べ 0.34 ポイント増加しております。

139 頁の資料 24、香川労働局職業安定課発表の 2022 年 7 月分の職業別求人賃金、求職者希望賃金です。

資料については、以上でございます。

○柴田部会長

はい、ありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。各専門部会運営規程第8条により、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする規定されております。

このため、船舶の議事録確認委員につきましては、労働者側から立石猛委員、欠席の場合は中原委員、中塚委員の順で、使用者側は渡部委員、欠席の場合は山脇委員、家田委員の順でお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(船舶労使より「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは続いて、機械、電気の順で、それぞれ籠池部会長、高塚部会長代理からよろしく申し上げます。

○籠池部会長

機械は労働者側委員から中村委員、欠席の場合は末沢(すえざわ)委員、立石委員の順で、使用者側から村上委員、欠席の場合は川西委員、近澤(ちかざわ)委員の順でお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(機械労使より「異議なし。」の声あり)

○高塚部会長代理

電気は労働者側から土田委員、欠席の場合は門(かど)委員、真鍋委員の順で、使用者側から窪田委員、欠席の場合は木下委員、笠居委員の順でお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(電気労使より「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

最後に、事務局から何かありますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に
残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○柴田部会長

それでは、以上を持ちまして、合同によります第1回専門部会を
閉会いたします。ありがとうございました。

——了——